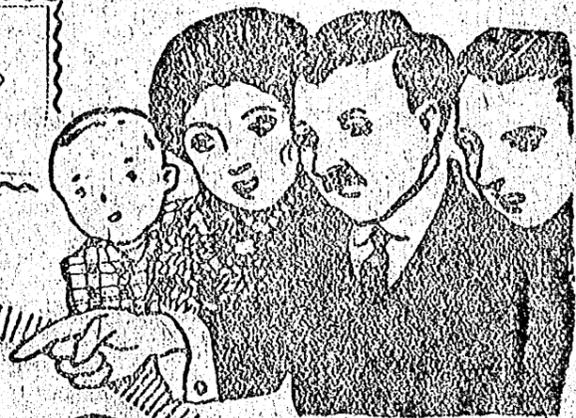


Title	開戦責任の調査報告書
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.7 (1919. 7) ,p.859(57)- 872(70)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190701-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

夕刊朝刊



日本一の時事新報

一番品位が好くて信用あり
一番記事が多く
一番面白く一番賑やかで
一番正確且敏活で
最近殊に面目一新
読者日に激増しつつある

日本に新聞紙多し、
も時事新報の如く創刊
以來茲に三十八年、終
始獨立不羈にして主義
主張を任げず持主を變
へず又題號をも改めた
るこなき純潔の歴史
を一貫し同時に内外に
深厚なる信用を有する
ものは他に之れあらず

東京時事新報社各地方に取次店あり

雑録

開戦責任の調査報告書

占部百太郎

一
去る四月廿八日巴里の平和會議總會に開戦責任者並びに其の處罰に關する委員會の報告書が提出せられた。この報告書は今度の世界大戰の原因を闡明し、從て開戦の責任の歸する所を明らかにするに足るものがある云ふ。報告書の本文は我輩未だ手にすることが出来ないから、ロンドン・タイムス・巴里通信員の所報を左に紹介することにした。

二
この報告書は一方には、日米兩國の委員と、

他の一方には爾餘の總ての委員との間に意見の杆格ある兆候を現はして居る。實際米國委員は報告書に調印するに方つて、極めて重大なる保留をして居るが、其れは道德上の責任に對して獨逸前帝を國際裁判で審問する事に反對すると云ふのであつて、道德上の罪は唯だ道德上の制裁をのみ加ふ可しと主張するのである。從て米國委員は審問の範圍内に「人道の法則」(Laws of humanity)に反する罪を包含することに就て他の委員と意見を異にして居る。
米國委員は報告書内に於ける或る重大なる矛盾の點を指摘し、其の保留條件の綱要を掲げたる覺書の全體を通じて、委員會の主張する開戦責任者處罰の方法に對して、根本的に反對の意見を表明して居る。

報告書は戰爭の慣習及び人道の法則を破りたる者は縱令如何なる高位の人と雖、凡べて之を

審問せむことを唱道して居るが、然し乍ら特に該委員會は「戦争を惹起したる行為は其の發頭人等に對して糾弾せられざる可からず、法廷に於ける裁判の主題たらしめざる可からず」と勸説するのではないと陳述して居る。委員會の意見は、「中立國の蹂躪」てふ特殊の箇條に就て、「責任ある當局者即ち個人(殊に前獨帝)に對して」刑法上の罪を加ふることは出來ないと云ふのであるが、然も尙ほ委員會は平和會議が是等の開戰責任者に對して「正式なる罪の宣言」"formal condemnation" を爲す可きことを主張して居る。

三

主査委員會は其の附託事項として、左記の諸點に就て調査し報告した。

- (一) 戦争發頭人等の責任
- (二) 今次戦争中、陸上海上及び空中に於て

帝國側の陰謀の結果なりとする聯合側の論證をば、恐らく最も簡明に述べたものであらう。記述する所何れの場合に於ても悉皆、聯合國或は敵國に於て發布せられた公文書から引用せられた官邊の證據に依らざるはない。

四

報告書の第一章は先づ戦争發頭者等の責任に就て述べて居る。委員會は世界戦争の起因に關する數多の公文書と、開戰當時に於ける中立國と國境の侵犯とを審査して、「開戰に對する責任は全然侵略政策——此の政策の隱蔽は今次戦争の起因に對して歐洲の平和を脅かす暗黒なる陰謀の性質を與へた——を趁ふて戦争を布告した諸強に歸すると決した。即ち此の責任は先づ第一に獨逸と奧地利とに歸し、第二に土耳其と勃利とに歸する。責任は普魯士が自から保障した白耳義とリュクサンプールの中立違反の故を

獨逸帝國及び其の同盟國の軍隊が犯せる戦争の法規及び慣習の違反に關する事項

(三) 參謀本部員及び其他如何なる高地位に在る個人をも含める敵軍中の特殊の人々に歸す可き是等犯罪に對する責任の程度

(四) 是等犯罪の審問に適當なる裁判所の制度並びに裁判手續

(五) 審問の進行中に起り得べく、而して本委員會が有用にして考量に資す可しと認むる前記各項に類似し若くは之を補足す可き凡ゆる他の事項

此の主査委員會に代表せられし國家は、北米合衆國、大英國、佛蘭西、伊太利、日本、白耳義、希臘、波蘭、ルーマニア、セルビア等であつた。

報告書は大體に於て極めて價值あり、且つ謹慎なる述作であつて、今度の戦争を以て獨逸兩

以て一層重大に赴いた。佛蘭西及びセルビアに對しては、戦争布告前兩國の國境を侵犯したるが爲責任を加重せしめた。

開戰責任者並びに其の處罰に關する委員會は戦争を豫謀したる問題を論じて、之に對する獨逸の罪を左の如く證明して居る。

一九一四年戦争勃發前數ヶ月獨逸皇帝は既に平和のチャンピオンたる態度を止めた。彼は其の陸軍の非常に優勢なることを自から信じて、公然佛國に對する敵意を示した。フォン・モルトケ將軍は白耳義王に語つた、「今度こそ問題が決定せられなければならぬ」と。此の言に對して白耳義王は空しく抗議を唱へた。獨逸も其の參謀總長も其の不穩なる態度を改めなかつた。

一九一四年六月二十八日セライェヅオで奧地利皇太子が暗殺せられた。故の老帝フランシス・ジョセフは、「是れは狂人の小團體の所業である」

と曰つた。此の兇行は埃匈國領土内に於て埃匈國一臣民の犯せる罪であるから、之に對して極めて正當に吊意を表し、ベルグラードに於ては公けの娛樂をさへ禁じたセルビア國に何等累を及ぼす事柄ではなかつた。若し埃地利政府にしてセルビア人の此の兇行に與つた者があると考へたならば、セルビア政府は共謀者を檢舉する積りであつた。所がセルビアの此の態度は埃地利を満足せしめ得なかつた。況や獨逸をや。と云ふのは、兩國共に最初の驚愕の念が去つたとき、此の王室並びに國民の不幸に於て開戦の口實を發見したからである。一九一四年七月五日ポツダムに於て「決定的」相談會が催された。維納と伯林とは次の計策を決定したのである。其れは維納から極めて短期限内に回答す可き極めて強硬なる最後通牒をベルグラードに送ると云ふ事であつた。

パリリア公使フォン・レルヘンフェルドは一九一四年七月十八日附秘密文書中に下の如く云つて居るが、此の文書中に述べられた事實は未だ公然と否認せられて居らない。曰く「セルビアが獨立國の尊嚴と相容れない要求を承認する能はざるは明白である」と。レルヘンフェルドは其の秘密文書中に、其の文書が報告せられた時に當て、既にセルビアに對する最後通牒は獨逸兩國政府の間に決定せられて居た事、兩國政府は佛國大統領ポアンカール氏及び首相ヱイヱニア氏がセント・ピーターズブルグに向て出發した後まで最後通牒の發送を待つて居た事、維納も伯林もかゝる脅威的方策が惹起す可き結果に就て何等の迷想だも抱懷せざりし事を暗示して居る。結局戦争に終る可き事は極めて明かに知られて居たのである。

パリリア公使は一步を進めて、伯林政府が唯

だ恐れたのは、埃匈國が躊躇して最後の瞬間に思止まるが如きことなきや、而して一方に於てセルビアが佛國及び大英國の忠告を容れて自國に加へられたる壓迫に屈服するが如き事なきやに在つた事を説明して居る。兎に角「伯林政府は戦争が必要であると考量したのである」。仍で埃匈國外相ベルヒトルド伯に全權を與へたので、同伯は一九一四年七月十八日勃牙利を同盟に抱き込み、戦争に参加せしむ可く同國と協議するやうに外務省に訓令した。此の陰謀を蔽はむが爲、獨逸皇帝は北海の巡遊に赴く可き事、普國陸軍大臣は休暇を取る可き事が取極められた。是れは種々の出來事が獨逸帝國政府をして全然驚慌せしめたやうに裝はしめむが爲であつた。埃地利は突然最後通牒をセルビアに送つた。

其れは到底セルビアが承認する能はざるやう注意して作製せられたものであつた。然し世間は

欺くことが出来なかつた。「全世界は此の最後通牒が戦争を意味することを了解した」(駐英獨大使リビノウスキの覺書)。露國外相サゾノフ氏は「埃匈國はセルビアを一呑にせむとした」と云つた。

五

報告書は次に極めて流暢に、戦争の破裂を防がむが爲其の事件を徐ろに討議す可き時を獲むとして、協商諸國が凡ゆる努力を爲せし次第を説き、而して中歐兩帝國の目的が些の疑もなく徹頭徹尾平和を不可能ならしむるに在りしことを示して居る。セルビアが埃匈國及び獨逸の豫期に反し、英、佛、露の熱心なる勸説を容れて、最後通牒を承認するに至つた顛末は、報告書に依て明かにせられて居る。

恰も七月二十五日の五時四十五分即ち最後通牒の期限の切れる十五分前、セルビア外務大臣

パシッチ氏は埃匈國公使ギイスル男に回答を渡した。パシッチ氏が外務省に歸來すると、回答に満足せざる旨を認め、ギイスル男からの書簡が既に卓上に在るを發見した。六時三十分埃匈國公使はベルグラードを引揚げた。爾かも男が埃都に未だ到着しない前既に、埃匈國政府はセルビア公使ヨヴァノウィヒ氏に旅券を交附した。而して三十三の動員命令は準備せられたが、其等は匈牙利政府の機關紙ブダペステイ・コツロニで翌朝公布せられた。

二十七日サー・モリス・ド・ブレンセンはサー・エドワード・グレイに打電して曰く、「埃匈國はセルビアと戦争の期望を以て狂喜して居る」と。二十八日正午埃地利はセルビアに宣戦した。二十九日埃軍はベルグラードの砲撃を始め、國境を通過せむ準備をした。

戦争に對する獨逸の準備に就て、報告書は次

の如く述べて居る。

七月二十一日と云ふ早い頃、幾何かの豫備階級の召集によつて獨逸の動員は始められたが、次には瑞西に於ける獨逸將校は召集せられ、夫れから二十五日にはメツ守備兵が召集せられた。七月二十六日獨逸の艦隊は那威から召還せられた。……八月一日獨逸皇帝は英國王に下の如うな言葉を含む電報を發した。曰く「我が國境に在る軍隊は現下佛國々境を越へざるやう電報及び電話に依て命令せられつゝある」と。扱戦争は此の日附の二日後まで宣布せられなかつた。而して獨逸の動員命令は同日即ち八月一日に發せられたのであるから、事の實際に於て、獨逸の軍隊は其れ以前の命令に依て動員せられ集中せられた譯である。其れにも拘はらず、協商側の態度は尙ほ最後まで如何程和協的であつたかと云ふに、獨逸の艦隊がリボーを砲撃し

つゝあつた其時に方つて、ニコラス二世はウィリアム二世に名譽の誓言を與へて、露國は外交談判中何等侵襲的活動を企てざる可しと云ひ、而して獨逸の軍隊が佛國々境を越へて進軍を始め

た時、ヰヰアン氏は總ての佛國大使に向つて、「吾人は尙ほ平和の運動を止めてはならぬ」と訓電したのである。……加之、明かに批難を避けむが爲、佛國は獨逸の國境から十キロメートルだけ軍隊を撤退せしむる迄に注意を取つたのである。是程に注意を取つたにも拘はらず、戦争布告前から獨逸政府は數多の箇處に於て佛國の領土に侵入せしめた。其の甚だしき挑發の態度は、三國同盟の一員たる伊太利すら、戦争の侵略的性質なるを見て、條約の箇條が效力を失つたことを宣言して憚らなかつた程である。

勃牙利と土耳其の參戰に關する以上と似寄つた證據を列舉したる後、報告書は語を續けて曰

く、「是れは實にセルビアの獨立と歐羅巴の平和に反對して四國の頭領等が企てたる陰謀に外ならぬのである」と。

委員會の事業の此の部分に於ける其の結論は左の通りである。

(一) 戦争は中歐兩強が同盟國たる土耳其及び勃牙利と共に豫め計策し、之を避く可からざるものたらしめむが爲の故らなる行爲の結果であつた。

(二) 獨逸は埃匈國と一致して、故意に協商諸國の試みたる數多の和協的提議及び其の戦争を避けむが爲の屢次の努力を凡べて無効たらしむ可く行動した。

六

白耳義が其の中立を保護せむが爲、種々手段を盡した次第を述べた後、委員會は白耳義及びリュクサンブールの中立侵犯に關して報告し、而

して茲にも亦佛國で白耳義の中立を犯さむとする事を知つたが故、勢ひ之を侵犯するに至つたと云ふ獨逸側の議論の全然虚妄なることを證明して居る。埃匈國に就て一寸興味ある事と云ふのは、ナミュールの包圍に埃匈國自働車隊を使用したるは、同國が豫め宣戰の形式すら踏ますして白耳義の中立を侵犯した事實を示して居る事である。

委員會に附託せられた事業の此の部分に對する其の結論は下の如くである。曰く、「一八三九年四月十九日の諸條約に依て保障せられた白耳義の中立及び一八六七年五月十一日の條約に依て保障せられたリュクサンブールの中立は獨逸及び埃匈國に依て故意に違反せられた」と。

委員會は此の如く戰爭破裂及び之に伴ふ中立違反に對する道徳上の責任問題を檢覈したる後

七

開戦責任者並びに其の處罰に關する委員會は敵軍の行つた罪惡をば、三十二の部類に區別したる目録を作り、且其の目録に下の如き註解を加へて居る。實に前代未聞の最も顯著なる罪惡の目録であつて、是等兇行者の恥辱は永久に消磨せぬであらう。罪惡の事實は確固であつて、併かも其の場合は極めて多く、何れも疑を容るゝ餘地なき迄に保證せられ、何れも裁判を叫んで居る。目次は左の如くである。

- (一) 殺人及び虐殺、組織的脅嚇主義
- (二) 人質の死刑
- (三) 非軍人の拷問
- (四) 非軍人を故意に餓死せしめたる事
- (五) 強姦
- (六) 強制的賣淫の目的を以てしたる未婚女並びに婦人の誘拐

其の報告書中に陸海並びに空中に於ける戰爭の法規及び慣習の違犯を論じて居る。委員會は非議す可からざる性質の浩瀚なる證據書類を檢閲したる後、左の如く宣言して居る。

多年の慣習の判然たる制約並びに人道の明白なる命令あるにも拘はらず、獨逸及び其の同盟國は暴行に暴行を累ねた：此の如く多方面で此の如く痛ましき幾多暴行の場合を想像することは不可能である。原始的野蠻力は凡ゆる近代科學の力を藉りて、周到なる準備の下に組織的に兇虐を逞うす可く企畫まれたる此の最も殘酷なる行爲の目録には、戰鬥員の權利の侵害非軍人の權利の侵害並びに兩者共通の權利の侵害が更らに附加せられた。捕虜も負傷者も婦人も小兒も、凡ての抵抗を壓伏せむが爲、故らに各人を脅嚇せむと企てた是等野蠻兵の顧るところでなかつた。

- (七) 非軍人の放逐
- (八) 非人道なる状態の下に於ける非軍人の拘禁
- (九) 敵の軍事行動を助く可き非軍人の強制勞働
- (一〇) 軍事的占領中の主權の篡奪
- (一一) 占領地の住民中より兵士を強制的に徵募せし事
- (一二) 占領地の住民より國籍を奪はむとの計畫
- (一三) 奪掠
- (一四) 財産の沒收
- (一五) 不當なる或は法外なる徵發金及び徵發物の誅求
- (一六) 通貨の質を悪くし且贋造貨幣を發行せし事
- (一七) (全體に) 集合的刑罰の賦課

- (二八) 財産の無暗なる荒廢及び破壊
- (二九) 防禦なき場處の故意の砲撃
- (三〇) 宗教的慈善的教育的乃至歴史的建物及び紀念碑の無暗なる破壊
- (三一) 警告なく又乗客或は船員の安全に對する用意なくして商船及び客船を撃沈せし事
- (三二) 漁船及び救助船の撃沈
- (三三) 故意に病院を砲撃せし事
- (三四) 病院船の攻撃及び撃沈
- (三五) 赤十字に關する他の諸規則の違反
- (三六) 有毒窒息瓦斯の使用
- (三七) 爆發彈若くは膨脹彈 Explosive or expanding bullets 及び其他の殘忍なる器具の使用
- (三八) 敵を助命す可からずとの命令
- (三九) 負傷兵及び捕虜の虐待

- (三〇) 國際法規に依て是認せられざる仕事に捕虜を使用せし事
 - (三一) 休戦旗の濫用
 - (三二) 井に毒を投せし事
- 敵の兇行に對する委員會の結論は左の如くである。

- (一) 獨逸兩帝國は其の同盟國たる土耳其及び勃牙利と共に、戦争の現行法規及び慣習並びに人道の根本法則に違反したる野蠻にして不當なる方法に依て戦争を行ひたる事
- (二) 今次の戦争中、獨逸帝國及び其の同盟國の軍隊が陸上海上乃至空中に於て行ひたる戦争の法規及び慣習の違反に關して出來得る限り完全なる事實の目録を調製せむが爲、既に得られたる又は今後得らる可き凡ゆる報導を秩序的に蒐輯し分類す可き目的を以て一の委員會設置せらる可き事

八

委員會に附託せられた第三の點は、敵軍中特殊の人々に歸する犯罪の責任の程度を定むる事であつた。數多の討論を経て後漸く到達せられたる委員會の結論はかうである。

戦争の法規及び慣習若くは人道の法則に違反して罪を犯した敵國の總ての人は位階の區別を問はず、縦令國家の元首と雖、刑罰を受く可きである。

上記の結論を採用する迄に至る討論の進行中國際法の最も重要な論點は常識及び正義の議論と相對照せられた。委員中の或人々は、國家の元首は其地位からして罪を負ふ可き者でないと言じた。然るに委員會は、國家に於ける其人々の地位が縦令如何に高いとするも、適當に組織せられた裁判所に於て其の責任が明にせられたる場合、如何なる事由に出づるも位階が其の

位階の所有者を保護する何等の理由なきことを明白に陳述す可しと希望した。この希望は國家の元首の場合にも擴充せらる。委員會は此の特權が市法 Municipal law の實際的方便に出でたるもので、根本法に依つたものでないとの理由から元首無罪の理由とせむとするを拒否して居る。

報告書は尙ほ曰く、「如何に或國々に於ては、君主は其の國の國立裁判所の裁判以外に立つものとするも、國際の見地よりする其の地位は全然異つて居る」と。報告書は指摘する、國家の範圍以外に無罪の特權を擴充するときは、國際法及び國際慣習に違反するのみならず、人道の法則にも違反したる、最も甚だしき兇行と雖、罰を蒙る虞れなくして遂行することが出來るてふ原則を確立するに至るであらう。同書は尙ほ附言して曰く、此の如き結論は文明國民の良心を

衝動するであらう。一例を擧ぐれば、獨逸前帝に歸す可き重大なる罪責に就て見ても、前帝は裁判に附せられざるに、前帝よりも低き地位に在る他の犯罪者は却て處罰せらるゝとしたならば、侵犯せられたる戦争の法規及び慣習並びに人道の法則の原理の辯護は不完全たるを免れないであらうと。

加之、若し蠻行の犯罪者にして、告訴を受けざるものとせられた君主の高級命令に由れりとの辯護を企て而して辯護することを得るとせば是等犯罪者の裁判は甚だしく偏頗のものとなるであらう。獨逸前帝及び高き權威の人々が大戦中に於ける蠻行を認知して居たこと、少なくとも蠻行を緩和し得たことは疑を容れない。彼等の一令は、陸上海上及び空中に於ける其の下僚の活動方法を一變せしめたであらう。然し吾々は高き地位の人が、同一の罪惡によつて有罪とも確實なる目標で、從て暴行を防止する最も有效なる保障であらう。私は大聲に公言する、獨逸海軍の將校等は常に人道及び文明の不文法から發出する義務を最も嚴重に守る可き事を

仍で報告書は「獨逸代表者フォン・ビーベルスタインが口頭にては人道を尊敬すると云ふに拘はらず、其實獨逸に對して非難の標的たる、最も神聖なる法律及び最も公的なる計畫に對して輕蔑の念を嘲笑的に公言することは、之を許す可からざる旨を明にする制裁を設く可しとは、世間一般が其の良心から主張する所であると宣言して居る。

犯罪は二種に區別せらる。第一は世界戦争を挑みて遂に之を破裂せしめたる行爲。第二は戦争の法規及び慣習並びに人道の法則に違反せる行爲。

せらるゝであらうと云ふ事實のみを以て、其の命令を受けた文武の官吏の責任が解除されるものでない事を云ひたいのである。上からの命令でふ辯解が、告訴せられた人々の責任を解除するに足るや如何を決定するは、裁判所の任務であらう。

報告書は上述の如く敵國の罪狀を確實にしたる上、進むで是等の人々を裁判する裁判所の組織及び裁判手續等を論じて居る。夫れから報告書は、一九〇七年の海牙平和會議で、獨逸の代表者が沈設水雷の使用に就て發言したときの宣言をば、非常に有効に引用して居る。其の宣言に曰く、

軍事行動は單に國際法の約束ばかりで支配せられずして、他にも之を支配する要素がある。良心との確なる判断と、人道の原理が命ずる義務の感念とが海軍々人の行爲を支配する最

九

白耳義の中立違反を其中に含む最も重大なる犯罪の商議に就ては、法律の見解が勝を制したやうに見へる。而して報告書は戦争發頭人等に對しては何等の處刑をも勸説して居ない。唯だ講和會議は此の點に就ては、左の如く報告書中に述べられた行動に對して責任を有する其等の人々の罪を正式に宣告することに其の活動を止む可きであると注意したのみである。

白耳義に關する一八三九年の條約及びブリュクサンブルに關する一八六七年の條約は、加盟者外の國家に非ずして、常に自から兩國の中立を尊敬することを誓つたのみならず、中立を侵す可き虞れある如何なる他の國をも強ひて中立を保持せしめむと發起したる當の強國の一によつて、故意に違反せられた。條約の保證人自ら義務を怠つたのは、當初の企畫に對する失敗

の度を甚しくするものである。此の如き行爲は實に安泰を危険に、防禦を攻撃に、保護を強襲に變せしむるものである。加之、此の如き行爲は激烈に抵抗する力なき小弱國の獨立を全然否認するものである。抵抗を敢てする國民の生命に對する攻撃であつて、又其の存在を危くする攻撃である。然も抵抗が試みられたる前、攻撃者は悪魔の誘惑を以て、名譽の犠牲に對して、物質的辨償を申出たのである。國際法の違反は此の如くして、國際的權利の根本原理たる國家の獨立に對する攻撃の罪を一層加へたのである。此の如くして、故意に且之に對し責任ある人々の行爲を辯護する能はざる目的の爲、高壓的暴行は國際的約束に對して加へられたのである。

報告書は斯く遂行せられたる罪惡に對し、其の正當なる恐の念を表明したる後、冷靜に歸り

て尙ほ語を續けて曰く、

然るにも拘はらず、本委員會は責任ある當局者即ち個人(而して殊に前獨帝)に對し上の如き中立違反てふ特別の項目に就て刑法上の罪を糺すことを爲す能はずとの意見である。然し乍ら本委員會は國際法並びに國際間の信用に對する是等の甚だしき暴行を以て、平和會議が公然たる罪の宣言の主題たらしむ可き事を思考する程に是等の罪惡を重大視するのである。

最後に報告書は開戦責任者並びに中立違反の行爲に對して特別の方策或は特別の機關を設く可き事、將來かゝる重大なる國際法違反に對して刑罰を規定す可き事を平和會議に提唱して居る。尙ほ戰爭の法規及び慣習並びに人道の法則に違反したる犯罪、前記三十二ヶ條以外の犯罪を處罰せむが爲、可成交戰國の協同に成る高等裁判所の設置を主張して居る(完)。

經濟的史觀論の價值 (三)

野村兼太郎

四

自己を中心とする各個人が家族國家等の形式に依つて他の個人と結合さるゝは、すでに前節に述べたるが如く、利己より生じたる便宜上の成果なれども、各個人を斯く結合するに至らしめたる原因は是を二個の愛着に歸するとを得べし。そは前述せるが如く(一)生物的愛着と(二)理解の愛着となり。生物的愛着と云ふはすべての動物の有する無意識的結合の感情にして理解の愛着とは之に反して意識的に相愛着するものなり。前者の生物的なるに對して後者は稍々嚴密ならざる意味に於て精神的と稱するを得べし。素より斯如き區別の限界は嚴格に是を確定する

こと極めて容易ならざれども、吾人が世界の生活現象を眺むる時、そこに何等かの相違の存するが如く思考し得ざるにあらず。然らば先づ斯如き生物的感情の限界を何處に求むべきや。

實に吾人をして靈妙不測の驚嘆の聲を發せざるを得ざらしむるものは此の世界に於ける數々の生活現象なり。見よ、人跡絶えたる深谷の百合にも妖麗なる裝を與へ、明日をも待たぬ朝顔の花にも可憐の姿を現せしむ。而もすべての生活個體が或は互に相食み相争ふにも拘らず、そこに一道の調和を生じ、各々其の生活を繼續せんとする有様は、人智を以て測るべからざる神秘の境なり。科學の力は或は彼等の素成分を分解し、其の個體發生の道程を明瞭にすることを得べし。其の「何もの」たるかに對しては不十分乍らも何等かの解釋を下すことを得べし、されど其の「何故」たるかに對しては遂に何等の解答